

平成31年第2回ニセコ町議会定例会 第3号

平成31年3月12日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

○出席議員（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦 |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |
| 5番 竹内正貴 | 6番 三谷典久 |
| 7番 篠原正男 | 8番 新井正治 |
| 9番 猪狩一郎 | 10番 高橋守 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
総務課参事	黒瀧敏雄
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	横山俊幸
保健福祉課長	折内光洋
農政課長	福村一広
農業委員会事務局長	藤田明彦
国営農地再編推進室長	前原功治
商工観光課長	高瀬達矢
建設課長	石山康行
上下水道課長	桜井幸則
総務係長	馬淵淳
財政係長	

代表監査委員	小松弘幸
教 育 長	菊地博
学校教育課長	加藤紀孝
町民学習課長	佐藤寛樹
学校給食センター長	高田生二
幼児センター長	酒井葉子
農業委員会 長	荒木隆志

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐竹祐子
書 記	中野秀美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、青羽雄士君、4番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬渕淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、去る3月7日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に木下裕三君、同副委員長に竹内正貴君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（高橋 守君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
猪狩一郎君。

- 9番（猪狩一郎君） 通告に従いまして、児童虐待防止について質問いたします。

昨年東京都目黒区で、1月には千葉県野田市で痛ましい児童虐待死事件がありました。その子の気持ちをおもいよると痛恨のきわみであります。警察庁が公表した虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に通告した子どもは前年比22.4%増の8万104人で、過去5年間で約2.8倍増加している。一方、刑法犯全体の認知件数は81万7,455件で、戦後最少を更新しております。数字を見る限り異常であり、喫緊の問題として一刻も早い虐待問題の解決、再発防止への取り組みの必要性に鑑み、

以下の点について児童虐待防止対策に向けた町長、教育長の方針を伺います。

1、虐待に気づいた人が速やかに通告できる連絡体制、周知啓発の取り組みは。

2、児童虐待対応に当たって教育現場や警察との連絡を図るため、平時より情報交換、人事交流等が必要と考えるが、その取り組み状況は。

3、専門的な対応力を向上させるため、弁護士や医師等の外部人材を活用して助言を求めているか。

4、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の配置及び設置予定はあるか。

5、文科省では虐待対応の手引書や研修材料を作成し、全国の教育委員会に配付しているが、こうした研修資料を活用し、どのくらい研修を実施しているか。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。厚生労働省が公表した児童相談所での児童虐待対応件数は年々増加しており、その内容も心理的あるいは身体的など、さまざまな要因で発生しているものと報告されております。本町では、児童虐待に当たっては独自の虐待対応マニュアルを作成しておりませんが、虐待の案件が発生した場合は保健福祉課が主となり、北海道の子ども虐待対応マニュアルに基づき対応しているところでございます。本町における虐待の覚知については、学校からの通報や住民からの相談により、これまで覚知した事例がございます。また、啓発活動としては、毎年11月に児童虐待防止推進月間と位置づけられており、その広報、啓発活動として北海道で作成したポスターやリーフレットを活用し、周知を行ってきたところでございます。

2点目のご質問の教育現場や警察との連携につきましては、日ごろから幼児センターや各学校との情報交換を十分に行い、連絡体制をとっており、3点目の質問の回答にもなりますが、必要に応じて専門の機関である札幌にある児童相談所や警察、医師等の助言もいただきながら対応しております。必要に応じて弁護士にも相談することとしておりますが、これまで弁護士等へ相談に至った事例はございません。

子育て世代包括支援センターの設置につきましては、平成32年度末までに設置することが市区町村の努力目標となっており、平成30年4月1日時点で北海道179市町村中32市町村が設置、後志管内では寿都町と黒松内町の2町が設置済みとなっております。本町ではまだ設置しておりませんが、今後設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうからもただいまの猪狩議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは、児童虐待問題への対応に関し、主に5点目の研修についてお答えをいたします。日ごろから子どもたちと接している幼児センターや各学校におきましては、児童虐待を実際に発見した際には、いわゆる虐待防止法にのっとり、役場や児童相談所等の関係機関へ通報すべき役割が

ありますので、日ごろからの取り組みとしては子ども一人一人のふだんの様子や心身の状態につきまして保育や指導の場面、保護者相談などを通じ、教職員間での情報共有に努めながら対処しているところがございます。その上で、文科省から提供された資料を教育委員会から各学校へ配付するなどして、職員会議や校内研修などの場面で教職員の対応力向上にも取り組んでおります。これら各学校での研修回数等につきましては把握しておりませんが、文科省から教職員向けに具体的な研修教材の提供があった平成21年度以降、各学校において随時取り組みを進めているところがございます。あわせて、先ほど述べました校内での情報共有を生かし、児童虐待が実際に疑われるケースに対しても役場、保健福祉課や児童相談所などと連携しながら対処に取り組んでいるところでもありますので、今後も引き続きこの問題への組織的な対応に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 子ども虐待に気づいた人が速やかに通告できるように、児童相談所の全国共通ダイヤルで、いち早くというか、189という番号がございますよね。子ども110番というのは前からあるのですけれども、その周知だとか対応はどうなっているのか。それと、それがなぜ必要かという、やっぱりそういう表示灯だとかいろいろ出しておくことによって抑止力にもなるのではないかなと思いますし、いじめと違って一番わかりづらいのは、家庭内で起きるということが、密室で起きるというのが一番第三者にわかりづらいことだと思うのですけれども、その辺を徹底するためにそういうダイヤルなんかを、いち早くというのですか、189番のダイヤルなんかの啓蒙運動が必要でないかなと思うのですけれども。

あと、虐待をした加害者の話を聞きますと、何か2通りぐらいあるような気がして、必ず1通りの人はしつけのためにやったと主張するのです。確かにそうかもしれないのですけれども、それはどう見ても、第三者的に見るとやっぱり利己主義の人がふえてきて、どうしても自分が正しくて世の中が間違っているというような考えで、それら自己中心タイプの人が多いのかなというのは1つは気がするし、もう一つは、加害者は厳重に処罰しなくてはいけないのですけれども、一方で加害者も社会的な構造の中で落ちこぼれているというか、精神的に追い込まれて、弱者である女性だとか子どもに手を上げているというような、そういう深い問題があるような気がするものですから、その辺の全体的な構造を考えて対応していただきたいと思います。と思っています。

それと、あと一番大事なのは、町民共有の問題意識の醸成でなかろうかと思っていますし、一人前の大人になるためにやっぱり学力の向上も大事ですけれども、健やかな体と豊かな心の教育が大事でなかろうかと思うのですけれども、それで平成18年から教育基本法が改正されまして、道徳が教科化されたということで、昨年からは小学校、ことしからは中学校が全面実施の運びになっているのですけれども、その理念だとか方針等をちょっと聞かせてもらいたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、我が町のほうでは、事例発覚でそれぞれ関係者が集まって、保健師も含めて迅速にそれぞれ対応しております。今まで大体年に1件から2件というような状況になっておりまして、先ほどおっしゃられた道のリーフレットの周知も含めて、番号ダイヤルの周知徹底、

今後も図っていききたいというふうに考えております。

以下教育委員会のほうでお願いします。

○議長（高橋 守君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） 学校現場での対応についてお答えします。

先ほどの研修資料などの提供と同様に、その通報のダイヤルだとか、児童虐待の防止に向けたさまざまな啓発資料については適宜文科省から情報提供されておりますので、それらを速やかに学校の方にお送りすることによって、必要に応じて保護者も含めた学校を通じた周知に努めております。直近では、2月28日の日に文科省、それから内閣府、厚労省からも学校と、それから市町村、児童相談所等の連携もより強化してほしいといったような通知文書も来ておりまして、これらも含めて今我々も対応、それから周知啓発に努めているところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの猪狩議員からのご質問の道德の点につきまして私のほうから答えさせていただきます。

ご承知のように道德につきましては、今年度から全面小学校で実施、来年度からは中学校ということになっておりまして、子どもたちの中に道德的意識の涵養や、あるいは社会的規範意識、あるいはお互いの思いやりの醸成など、これは非常に大事なことを日々子どもたちの中に育んでいかなければならないというふうに考えておりまして、道德の時間に限らず、日ごろからいろんな場面で子どもたちによりよい生活について考えさせて取り組んでいるところです。小学校では特に校内研修にも位置づけておりますので、ことしから全面実施ということで精力的に先生方の指導方法等についても今充実を図っているところであります。また、中学校についても来年度から本格実施ということで、そのような取り組みに努めてまいりたいと思います。あわせて、何より一番身近にいる教職員の早期発見、早期対応というところが一番大事なところではないかなというふうに思っておりますので、議員からのご指摘の研修の積極的な取り組みということで、今後も学校にそのような取り組みをお願いしてまいりたいと、本町においてはそのような悲惨なことが起きないように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 最後になるのですが、あとPTAですとか、今コミュニティ・スクールですか、CSなんかで、今SDGsがよく言われていますから、ニセコ教育版SDGsを何とか取り入れていただいて、そして誰一人取り残さないためにそういう教育をしてほしいと思います。要望でございますので、答え要りません。

○議長（高橋 守君） 次の質問。

○9番（猪狩一郎君） 続きまして、農業の未来と方向性について。

諸外国では食料安全保障を重んじているが、残念ながら我が国の食料自給率はカロリーベースで38%と先進国では最低水準であります。今国内農業は、関税削減、撤廃の市場開放という試練のミノ倒しの渦中にあります。環太平洋連携協定に続いて欧州連合との経済連携協定が発効され、さ

らにこの後強硬姿勢の米国との貿易協定交渉が待ち構えています。米、生乳、種子、水道に至るまで、さまざまな分野で規制を緩めてきました。工業製品とてんびんにかけた過度な農産物の市場開放には憤りを感じます。農業史上未曾有の出来事ではないでしょうか。現実を直視しながら逆境を乗り越え、基幹産業である農業を守るため、みんなでピンチをチャンスに変える解決策を講じなければと思っております。町長の方針を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

平成31年度の町政執行方針でもご説明をさせていただいておりますが、日本の農業を取り巻く状況は、TPP11と日EU、EPAが発効されたことにより、大きな転換期を迎えているものと考えております。また、これらの協定によって日本の農業にどのような影響が生じるか、極めて不透明な状況となっているのではないかと考えております。特にニセコ町を含む北海道農業全体での影響は、本当にはかり知れないものがあるというふうに考えておまして、今後米国との2国間貿易協定の進捗状況によっては、さらに深刻さが増すものと大変危惧をしているところでございます。さらに、ここ数年の気象変動は日本にさまざまな大災害をもたらし、甚大な農業の被害が続いている状況となっております。本町におきましても、これら喫緊の課題に対して一つ一つ真摯に対応し、ニセコ町の特徴を生かした農業を推進していく必要があると考えております。

ニセコ町では、これまで農業基盤をより強固にするため、国営農地の再編事業に着手しつつ、農業者の営農環境整備へ向けた支援を積極的に推進してきております。引き続き農業者個々の経営体質強化への取り組みを支援し、各関係機関、団体と協力しながら農業所得の向上対策を講じていく所存でございます。国が進める市場開放は、国内生産を縮小させるピンチではありますが、ニセコ町の農業の特徴である農産物の多品目生産性を生かしつつ、一大消費地である観光リゾート地の強みを生かしたニセコらしい農業を追求することで地域内市場を拡大させることも可能であろうというふうに考えております。今後リゾート地エリアや町内で農産物を消費できるような環境に優しく、生産流通リスクの少ない営農という本町のメリットを生かしつつ、持続発展可能な営農を目指して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 本来これは国の問題だから、町には直接関係ないと言われればそうなのですけれども、実際我々は特に農業をやっている限りはこの問題は直視していかなければいけないと思っておりますし、またこの間もテレビでやっていたのですけれども、どこのチャンネルか忘れてしまったのですけれども、1粒5万円のイチゴが飛ぶように売れるという、そういうことですか、あと米の間屋さんで東洋ライスというのがございますけれども、150グラム入りの6袋ですから八百何グラムですね、それを1万8,000円で販売したら大変好評なので、これの輸出も検討しているというところでございますし、それからまたドバイでは日本酒が40万円、50万円で飛ぶように売れているという、そういう現実もございますが、日本人はどっちかという園芸に近いと言われるぐらい小手先が器用というか、日本農業のそういうものをうまく利用しながらオンリーワンの製品ができる

ような技術面ですとか経済面ですとか、そういう側面からもちょっと応援していただくというか、そういうのが必要でなかろうかなと思っております。

それと、あともう一つ、明るい話題としましては、昨年の10月、国連総会で小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言が、これは2019年から2028年までの10年間を定めております。これは、どうしても国の政策上大規模農業でコストを下げるということも必要なのですけれども、そればかりでやっていくと、日本の農業をちょっと見てみますと98%が家族農業というか、小農業でございますし、世界全体では8割が家族農業ということを見ますと、実質的にそういうような思いやりあるきちっとした、どこかにチャンスがあると思えますから、そういう面を含めて進めていければと思っております。それ自体が先ほども言ったSDGsの農業版のこれも一つの方法でなかろうかと思っておりますので、その点は町の考えとしてはどうなのか。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、猪狩議員おっしゃるとおり、食の安全保障とか国内自給率がどんどん低下しているということに対しては大変私も危惧しておりますし、食料の安全保障というのを守るのは国家の責任であろうと、そこはいかなものかと率直に思っております。その中で、我が町においては大規模化を1つ国営事業によって進めるとともに、小さい農業者も、トマトなんかもそうでありますけれども、高品質のトマトを生産し、少量でも経営をしていくという、いわゆる多様な農業というものを我々も応援していきたいというように考えておりますし、先ほど1点あった高級志向のようなものという、しかし輸出に本当に依存していることが将来持続していくのかという相当危ういのではないかと感じておまして、そういう面においても域内で消費したり、あるいは我々リゾート地を有しておりますので、そこへ直接ダイレクトに届けるような地域循環型の農業生産の仕組みが必要ではないかというふうに考えておりますので、その辺関係団体とも協議しながら、農業者がみずから考え、みずから生産に挑戦する、そのものに対してはこれまで同様しっかり応援をしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど言いましたSDGsに関しても農業面でも大変重要なことだというように考えておりますので、これもしっかり根底に据えて進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 昨日、枝廣先生のセミナーがございまして、未来は地域にしかない、それから元気と勢いを持てば必ずニセコ町の将来は開けるというすばらしい公演を聞きまして、力強く思っているところでございます。そういうことで、今農業者に対してはやっぱり精神的な支えと将来を見据えたビジョンが必要でなかろうかと思っておりますので、枝廣先生が言われたとりあえずバックアップキャスティング、先に目標を立てる前に、今こういう喫緊の問題ですから、フローキャスティングというのですか、まずその一つの問題にどうやって取り組んでいくかということ、それをバックアップしていかなければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 本町におきましては、これまでも農業の青年たちが新たにブロッコリーを

やりたい、あるいはニンジンをやりたい、そういう挑戦的なものにはこれまで町としても全面支援をして行ってきておりまして、そのことがニセコの産地化、大きなものに発展していつているというふうに思います。今後とも農業者がみずから考え、行動する、それはしっかり応援をしながら、農林水産省等の協力を得ながらしっかりバックアップしていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次に、斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。4番、斉藤うめ子です。一般質問に先立ちまして一言、国際女性デーについて述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。毎年3月8日は国際女性デーです。シンボルフラワーはミモザの花です。これは、1904年3月8日にアメリカニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源となり、1910年のコペンハーゲンでの国際社会主義会議にて女性の政治的自由と平等のために戦う日と提唱したことから始まりました。その後国連は、1975年の国際婦人年において3月8日を国際女性デー、インターナショナルウーマンデイズと制定しました。1982年3月8日、フランスではミッテラン政権での国際女性デーを祝う大規模な式典を開催し、女性の主体性、平等、尊厳の尊重を求める演説を行っております。国連は、2010年7月2日の国連総会で女性にかかわる国連の活動と組織改定について決議し、ジェンダー・イクオリティー、平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、略称ユナイテッド・ネーションズ・ウーマンを設立し、2011年1月1日より活動を始めています。議会だより176号32ページにある私の賛成討論では、このユナイテッド・ネーションズ・ウーマンの声明文の一部読み上げさせていただいております。アメリカ合衆国では、国際女性デーを含む3月を女性史月間としています。日本でも国際女性デー、ハッピーウーマンフェスタが2017年から展開し、東京の渋谷を中心に大阪、愛知、宮城の4都道府県など全国に拡大しています。3年目となることし、3月10日、渋谷駅前では大規模なパレードが行われました。以上です。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。1件目、ジュニア救命士制度について教育長、町長に伺いたいと思っております。国の法改正、これは2011年、により救命講習の対象年齢が引き上げられ、小学生を対象にしたジュニア救命士を育てる取り組みが始まっています。これは、幼少期から命の大切さや救命法の重要性を根づかせるために始まった制度で、ジュニア救命士制度を取り入れている自治体が全国にふえてきています。ニセコ町ではこの制度を実施しているか、教育長に伺います。また、この制度について町長のお考えもあわせて伺いたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問につきまして、まず私のほうから教育の観点でお答えをいたします。

議員ご指摘のジュニア救命士につきましては、消防行政における取り組みとして小学校高学年以上の児童生徒を対象とし、救命救急に関する任意の講習制度と承知しておりますけれども、本町では現在は実施しておりません。なお、現在消防ニセコ支署におきまして、小学校児童が参加した少年消防クラブの活動が取り組まれております。活動内容として心肺蘇生法なども学ぶなど、大変有

意義な活動が1年を通して行われております。教育委員会におきましては、こうした取り組みを今後も奨励していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

2016年ごろより関東地区の都市部で小学生高学年を対象にジュニア救命士制度がつくられ、取り組みが行われているものというふうに承知をしております。ニセコ町では、少年消防クラブの研修で昨年も11月17日にクラブ員9名が1時間30分、救急法、CPR、これは心肺蘇生法です。それからAEDの取り扱い訓練等を実施しているところでありまして、特に資格等の発行はしておりませんが、救急の学習を行っているところでございます。今後少年消防クラブの活動を継続する中で救急救命への学習の機会の拡大というのを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 全国で心臓の突然死による死者は、年間7万人に上ると言われています。これは、交通事故の10倍にも当たると言われております。通常119番に通報してから到着するまで8.2分と言われています。それで、私がいろいろと調べていく中で、世界一の救命都市として言われるアメリカのシアトル市では講習受講者が市民の60%を超えて、応急手当で実施率は50%、救命率30%以上であると言われています。その理由は、ここのシアトル市では幼稚園児から救命講習がされていると言われています。ですから、今教育長、町長の答弁では、ニセコ町では唯一少年消防団が全部で9人ですか、それは任意でその団体が受けているだけということになると思うのですけれども、これでは本当に少な過ぎるというか、やっていないに近いぐらい少ないと思うのです。それで、先ほどの続きですけれども、日本の救命率というのは、シアトルでは30%以上に対して日本では5%にすぎないと言われています。それで、心肺蘇生法をすぐするかしないかで生存率は全く違ってきます。これは東京慈恵医大の武田救急の先生ですけれども、心肺停止の現場に居合わせたときに救急車を待っていたのでは遅い。その場にいる人しか救えない。誰もが救急処置をできるように子どもへの教育が重要になっているということをおっしゃっております。

それで、私ちょっとお伺いしたいのですけれども、私は30代、40代、それからニセコに来てから60代で赤十字が主催した救急救命士の講習を受けました。皆さんここにいらっしゃる中で、説明員の方たちで救命の講習を受けて資格を持っていらっしゃる方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。教えていただきたいなと思ったので、ちょっと手挙げていただきたいなと思ったのですけれども、3分の1、半分までいくかいかないかですね。これは本当に少な過ぎて驚いているのですけれども、私がいろいろと先ほども申し上げたように、全国の学校では小学生、2011年からですか、小学生も対象にしたこういう講習が行われております。それで、対象は高学年、小学校5年生、6年生になっているようなのですけれども、私はもっと、幼稚園の4歳児は無理かもしれないけれども、5歳児ぐらいからも参加して講習を見るという、そういうことを始められてはいいかなとずっと思っております。この救急救命なのですけれども、私の体験から言いますと結構大変です。力も要

りますし、そしてAEDは指示に従ってやれば良いというふうになっていますけれども、実際にはこれそんなに簡単なことではなくて、そのときは指導員がいてやってくれますから、何とかそこで講習は終わるのですけれども、これがその場を離れていざというときにどこまでできるかというのは、本当に私自身自信がありません。ここでは2015年に取得していますけれども。ですから、例えば幼児だとか小学生低学年ですと、力も結構要りますので、それは十分にはできないかもしれないけれども、そういう現場を見ていただく、そして幼児には幼児のマットなりなんなりキットがいろいろとありますので、私もインターネットで見ましたらたくさんあるのです。それを使って見よう見まねといいますか、そういうことを一緒に講習するということが大事ではないかと思っております。幼児センターから小学生までの児童は318人なのです。これに中学校、高校も入れますと全部で490人になります。私は少なくとも年に1回、レベルはありますけれども、そういう講習はぜひとも実施していただきたいと思っております。それについて町長、教育長、今後の方針をちょっとお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃっているようにこの制度の目的は、命の大切さをみずから知ることと、初期対応の重要性を学ぶということだと思えます。ですから、これにつきましては、幼児から命の大切さというあたりにつきましてはいろんなことを通して子どもたちも学ぶ場面が多々あると思えますので、私はそれで十分かなというふうに思っております。この制度そのものも小学校高学年からを対象にしていることは、やはりそれなりの知識、理解が必要だということと、技術が伴ってくる。間違った方法を覚えてしまえば逆に危険だということもあるので、小学校高学年に位置づけているのではないかなというふうに考えているところです。現在の学校教育の中では、小学校5年生においてけがの防止という保健領域で1時間学習をしております。あわせて、中学校では中学校2年生が応急手当の意義と基本ということで、この心肺蘇生法についても学ぶことになっておりますので、そういう機会を通して実技に取り組んでみたいという学校の要望があれば検討してまいりたいと思えます。何より関係機関、消防署の指導をいただくことと事前準備、キット等の備えが必要だというふうに思えますので、これにつきましては消防機関とも連携をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま教育長が話されたとおり、教育現場で具体的な動きがあつて、それに予算を伴う等のことがあれば、町としても積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、町としてはこの少年消防クラブをできるだけ多くの皆さんに受講いただいて、その啓発活動の中から広げていきたいというふうに現在のところ考えているところであります。また、けさ消防支署長から連絡があつて、ニセコ町少年消防クラブが優良クラブとして消防長官表彰を受賞することになりましたので、こういったこともPRしながら多くの皆さんがこの消防クラブに参

加いただけるよう配慮してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいま菊地教育長が学校で命の大切さを知る場面があるので、それで十分ではないかと最初に当初におっしゃったかと思うのですけれども、これは全般を通してという意味で命の大切さという意味でおっしゃったのだと思うのですけれども、私のはっきりとしたこういう制度があって、そして文科省もこれをぜひ広めていきたいという、そういう思いで、今本当に全国で広がっているようです。そして、幼少期では正確にできないのではないかと、間違った方法で学ぶのではないかとか、いろんな非常に消極的な答弁をいただきましたけれども、それは指導者がついていることですし、こういう場を幼少期から、私は本当に幼児センターの子どもたちもこの場面を見て、そして完全にできるまでにはもっと成長しなければなりませんけれども、そういうことが必要だと思います。ですから、今最初に当初に申し上げたシアトルでは、幼稚園児からこういう講習を実施しているということなのです。それによって世界一救命率が高いと言われていています。こういうことをニセコ町でも率先して受け入れていく、そういう考え方でぜひ積極的に考えていただきたいと思っております。答弁に大変失望させていただきました。

○議長（高橋 守君） 答弁いいですね。

次。

○4番（齊藤うめ子君） 2件目に行きます。

ニセコ高校の未来への展望について教育長、町長に伺います。2017年の出生数は94万6,000人と100万人を割り、子どもの数は減少の一途をたどっています。この少子化により、全国的に募集人員に満たない高校もふえてきております。そのため、さまざまな特色を生かして全国募集を行っている公立高校は300を超え、これからもふえていくと思われまます。こうした現状を鑑み、今後10年、20年先のニセコ高校の展望について教育長、町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの齊藤議員のご質問につきましてお答えをいたします。

ニセコ高校の将来展望につきましては、平成31年度教育行政執行方針におきまして述べましたとおり、学校の将来的な振興、発展は本町の大きな課題でもありますので、中学校との連携など生徒募集に直結する具体策を講じながら対策に努める所存でございます。また、昨年12月議会におきましても議員からの一般質問、それ以前の同様のご質問にもお答えしましたとおり、今後におきまして学校の教育内容のより一層の充実に努め、魅力向上とその発信に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今後の北海道や後志地区における若年人口の減少を考慮すると、羊蹄山麓各高校の生徒数の確保は極めて厳しいものと考えております。今から30年前の平成元年にニセコ高校も急激な生徒数の減

少で存続の岐路に立たされた時期がございました。その当時は、農業科学コースと観光リゾートコースを新設、翌年にはハイブリッド構想に基づき、緑地観光科に学科転換し、あわせて国際化への対応のため、外国語指導助手を招聘するなどの取り組みを行って今日まで来ているところでございます。しかし、将来的に近隣で少なくなる生徒を奪い合うということも限界であろうと考えております。抜本的な対策を検討するため、昨年及び本年の総合教育会議において教育委員各位にこのことについての議論をお願いしたところであり、教育委員会の議論の経過を受け、ご理解が得られれば町としての検討会の設置も含めて取り進めていきたいと考えているところであります。ニセコ高校の存続及び将来像の検討は本町にとりまして極めて重要な課題と考えておりますので、議会としてのご協力も今後お願い申し上げたいと考えております。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 私は、つい数日前こういうチラシをごらんになった方結構いらっしゃると思うのですけれども、ごらんになりましたでしょうか。インターナショナルバカロレアという国際的などこの大学でも世界中受けられる制度なのです。これを読みまして、この担当者の方に電話しました。それで、いろいろと調べてみたのですけれども、北海道には札幌市に開成高校というのがありまして、2015年に開校しています。このバカロレア制度のシステムのある学校なのですけれども、私はニセコ町はインターナショナルスクールがあつて、そしてその子どもたち、国際結婚で生まれているお子さんたちも多いことですから、このインターナショナルバカロレアの制度を積極的に検討してはいかかかなと思つてこれを持ってまいりました。文部科学省としては実は2018年までに全国200校にこれを設置したいという目標を持っていたようではございますけれども、2019年の現在になつて100校にも満たない。何十校かしかなっていないのが現実なのです。それで、私はどうやったら開校できるかという詳細についてはまだ、膨大なデータでしたので、読み込んではおられませんけれども、ニセコ高校の学科転換というのでしょうか、そういうことも含めて、生徒はこれからはふえることはないという前提のもとに、どうすれば国際人を養成できるか、質のいい教育を受けさせて子どもたちに手厚く教育を受けさせるかということが非常に大切ではないかと思つています。そして、インターナショナルバカロレアのボーディングスクール、これが広島県の神石高原町に2020年から開校するというのを知りました。

それで、何だろうと思つて突拍子もなく思われるかもしれませんが、このバカロレアのことについては私は30年ぐらい前から知つてはございましたけれども、直接関係はなかつたので、知つての方がここの受験のことを云々言っているのは聞いておりました。でも、日本も、これだけ世界中グローバル化して、しかもニセコ町というこの町においてインターナショナルスクールがある。そして、その連携で3歳からプログラムがあるのです。3段階に分かれます。それで、そういうのがありますので、例えば今の学科をそのまま、その中に一部組み込むとか、別な学科を、人数は少ないけれども、例えば定員20名にするとか、そして学科をつくるとか、生徒数は多くはならないかもしれないけれども、そういう新たな学科を設けるとか、そういうこともぜひ検討してはいかかかと思つてきょう述べさせていただきました。

それで、今全国で成功しているのは、長野県の白馬高校、これは国際学科が一昨年できて、ことし初めて卒業生を出すそうです。それから、島根県海士町にある島前高校、これは全国を代表する成功している学校。小さな町の学校だったのですけれども、成功していますけれども、こういう学校がなぜ成功しているかというのは必ず3つ条件があるのです。それを考えて、1つはやっぱり寮があって、それから個別の教育指導を徹底的にやっています。それから、あともう一つ、学校の方針がここからいい大学に必ず入れるというか、出すということをしつかりと首長がそういう信念のもとに10年かけてやってきたという経緯があります。ですから、そういう条件のもとにやってきて、そして今小さな町立学校とか、それから定時制の学校からもどんどん進学が進んでいて、そして白馬の国際学科では、白馬高校ではほとんどが、90%近くですか、進学だそうです。そして、寮も完備していて、白馬村と小谷村が学校とは分離して村同士が協力して寮を設立して、そしてお世話をしているというすごい状態なのです。直接白馬高校の教頭先生が非常に熱心でお話ししてくださいましたけれども、インターネットに載っているのとほぼ同じでした。ですから、今そういうことになると最初に申し上げたように、子どもの数は減っていく、そしていろんな魅力化して奪い合うことになる、そうではなくて、少ない人数の中でもしっかりと子どもを育てるほうにお金をかけて、教育を受けるという方法で私はこのインターナショナルバカロレアの方法というのをぜひ検討してみられてはいかかと思えます。設立にはこういう過程があるということは全て文部科学省が指導しておられますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。教育長、町長、どのように考えられ、ますでしょうか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私のほうからまずお答えをいたします。

白馬高校について詳しい説明をありがとうございました。一昨年の7月に私どもも教育委員で白馬高校を視察してまいりまして、その辺の白馬高校の改革について伺ってきたところです。先ほど町長おっしゃっていましたように、総合教育会議の中でもニセコ高校については話題になっておりまして、教育委員においても議論をしているところです。特に白馬高校に倣うといいますか、白馬高校から学ぶことが大変多くて、この辺今後もさらに議論を深める中でニセコ高校の今後のあり方について教育委員会あるいは町全体で検討してまいりたいと考えておりますので、以上よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 高校の将来像にかかわる選択肢については多様なものがあるのではないかと思いますので、当然バカロレアというものも一つの選択肢にはなるのではないかと考えておりますが、現在倶知安町の住民を中心として倶知安高校に導入する方向の話も具体的に動いているというふうに承知しておりますので、そういった関係町村やこの近隣全体の高校のあり方についても視野に入れつつ、また検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次、よろしいですか。

○4番（斉藤うめ子君） 3件目、ペットとペット以外の動物の埋葬の整備について伺います。

ペットは、今では家族同様に大切に飼われている方々がふえ、生活をともにされている家庭も多くなってきました。そのペットが亡くなったときの埋葬について、ニセコ町ではまだ何ら整備されておられません。ペットの埋葬に関しては、民間業者が幾つかありますが、費用も高く、いざペットが亡くなったときどのように埋葬しようか、その処理に悩む飼い主も多くあります。また、ペット以外の動物の死骸について、特に捕獲され、殺処分された野生鳥獣等、アライグマやタヌキなどに関しては、その土地の所有者が処理することになっていると聞いております。ニセコ町においてはペットとペット以外の動物の火葬場や埋葬の整備についてぜひとも検討されてはいかかと思っておりますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、犬や猫などのペットを家族の一員として生活をともにされているご家庭も多くなっているというふうに思っております。こうしたことから、ペットが亡くなったとき、人と同じように供養したいとの需要があり、倶知安町に1カ所、民間事業者による火葬や埋葬などを行っている施設がございます。また、このほか後志管内において小樽市に3カ所と余市町に1カ所、民間の施設がございます。一方、公営施設としては管内では小樽市が設置しているところがあります。本町におきましては、隣の倶知安町に民間事業者があることから、現在のところ施設を整備する予定はございません。また、有害鳥獣の処理につきましては、基本的に自己所有地内に埋めただけをお願いしておりますが、埋葬できない場合にあっては倶知安町内にある民間処理施設にみずから持ち込んでいただくことにより処理できることとなっており、新たに処理施設をつくるということにつきましては現在考えておりませんので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 私は、いろいろとこれについて調べておりましたときに、千葉県の市川市なのですけれども、市川市ではかわいがられていたペットが亡くなった場合、手厚く葬ります。動物専用の炉で火葬し、遺骨を慰霊碑に合同埋葬しておりますとまず出ているのです。それから、ほかのところでもそうなのですけれども、秋田県の大館市ですか、ペットの霊園があって、きちっとペットの埋葬をされているようです。そして、しかも千葉県の市川市では10月の第1日曜日には必ず市川市の斎場において動物慰霊祭を行っておりますというふうに出ていました。私は、それを聞いてとても心が温まる思いをしました。それで、いろいろと考えたのですけれども、昨日町民生活課からこの地図、私は火葬場というのはやはり将来的にこれは必要ではないかなと思っております。そして、費用のことについてもいろいろと検討してみましたし、いろんな関心ある方たちともお話をしてみました。それで、倶知安町に花の丘という火葬場があって、私の飼っていたペットのラッキーはそこで火葬していただきましたし、ここニセコ町の方も何人かそれを利用されているのですけれども、こういうふうにペットも多くなってきました、そしてまた海外からの方たちも多くなってきました、民間業者もありますけれども、まだ費用的には高いし、それから町で設置することに対してまだ正確な幾らぐらいかかるかという費用に関しては出しておりませんが、場所さえあれ

ば設置は可能だというふうに思っております。そして、私は今のニセコ斎場の横に、後ろのあたりでもいいのですけれども、それを設置できないものかなというふうに思っております。そして、一緒に慰霊するということができることがとっても大切だと思っておりますので、これはできるだけまたこれから話し合いもしていきたいと思っておりますので、町長も考えていただきたいと思っております。

それから、もう一件、ペット以外の害獣、有害鳥獣については、その所有者が処理するということなのですけれども、私はアライグマについていろいろと調べてきました。そうしますと、今日本では発生してはいないようでも、アライグマというのは狂犬病とかレプトスピラ症とか、アライグマの回虫とか、そういうのの人畜も共通感染のキャリア動物なのです。それで、北米ではアライグマが狂犬病のキャリアとして最も高い割合を占めているということがデータに出ているのです。それで、私は処理された人がそこで今穴を埋めに行っているということを聞いています、自分の敷地内に。これは、危険なのではないかと思っております。そして、やはりこれはきちっと火葬をすべきではないか。そして、東京都環境局によると、エキノコックス症も今後発生してくる、そういう危険性があるので、注意すべき疾病として挙げているというふうにここに書かれております。ですから、私は最初はペット以外の害獣であるとしても、生きとし生けるもの、命のものをきちっと。火葬というのは人間と同じ処理の仕方ですから、そういうことをするのがいいという、そういう思いで質問させていただくつもりでしたがけれども、いろいろと調べていくうちに、こういう問題を持っているものとしてはやはりきちっと火葬していかなければ危険なのではないか。これは時間の問題だということを言っているわけです。ニセコ町は、エキノコックス、キツネに関してはベイトまきをしたりしていますけれども、これだけやっても、外から侵入してくるのか、まだちょっと心配な部分も出てきています。

ですから、アライグマ確かに害獣で、困っていらっしゃる農家の方々がいらっしゃることはわかります。ただ、その処理に関しては、私もお聞きしましたけれども、本当に嫌だということをおっしゃっていました。自分の土地は広い土地があるので、山の中に埋めに行くけれども、でも実際にはそれは本当に嫌だということをおっしゃっていました。アライグマも、もともとは日本にペットとして輸入したことがきっかけになって、動物園から逃げ出して野生化されたのが現在の姿ですので、これは人間の責任でもありまして、それから欧米ではいまだにペットとして飼われているところも結構あるようなのです。捕獲したり殺処分したりすると愛護団体からは苦情が出るとか、その争いもあるようなのですけれども、私はせめて駆除してしまったアライグマ、あるいはタヌキとか有害鳥獣に関して火葬にして処理すべきではないかというふうに思っております。これについては非常にこれからの衛生面についても大切なことですので、ニセコ町が率先してやっていただきたいと思っております。町長、教育長、ちょっと考えていただけないかと思っておりますけれども。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 齊藤議員のお気持ちはよくわかります。ただ、今全体的なこの自治体連携の状況からいくと、各個別に施設をそれぞれ設けるのではなくて、民間も含めて少し広域圏で処理をすることによって住民あるいは自治体のコストを削減しようという広域圏を含めて、今国もそう

でありますし、我々も広域的な取り組みをしようというふうに考えています。その中で、実際羊蹄山麓は隣の倶知安町に民間の施設がありますので、そこをご利用いただくというのが一番総合的に考えていいのではないかとこのように考えております。

それから、現在の野生動物の関係であります。現在倶知安町にある民間の管理型処分場において処理をしている状況でありますので、当面この処理によって羊蹄山麓地域の取り扱いを進めていきたいというふうに考えております。ただ、将来的に斉藤議員がおっしゃるとおり焼却処理というものが必要だという状況が発生する場合は、またそれはそれで全体で考えていく、広域的に考えていくということになるのではないかとこのように考えております。いずれにしても、各個別の課題を各町村が大きな財政負担をしながらそれぞれに置くというような時代ではないのではないかとこのように認識しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） よろしいですね。

○4番（斉藤うめ子君） はい。

◎動議の提出

（「議長、発言求めます」の声あり）

○議長（高橋 守君） はい。

○5番（竹内正貴君） 5番、竹内です。今斉藤議員が一般質問の前段で意見を述べられたかと思いますが、議長の許可なく発言をし、申されたことは、やはり議会並びに議場の運営上問題のある発言と考えます。よって、このことについては今後でも協議する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 今の竹内議員の発言に賛成する意見ありますか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） やはり一般質問は一般質問としてやるべきであって、あのような形で意見を述べる場ではないということだと思います。したがって、あの意見は不規則発言に当たると思うので、議事録から削除すべきではないかと私も考えるところです。

○議長（高橋 守君） 今の賛成者の意見を聞きながら、議員協議会の中で検討しながら決めていきたいと思っております。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（高橋 守君） 会議を開催します。

先ほど竹内議員と三谷議員から動議が出されました。これを協議をするに当たりまして、一般質問を続けた後に協議することによってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎日程第3 一般質問(続行)

○議長(高橋 守君) では、一般質問を再開いたします。

三谷典久君。

○6番(三谷典久君) 通告に従いまして、2件質問いたします。

まず初めに、道道ニセコ停車場線の交通安全についてです。まず初めに、1つは昨年12月に町民センター前横断歩道を小学生が横断中、車にはねられる交通事故が発生しました。以前から信号設置が要望されてきたところですが、今後の歩行者の安全確保をどのように考えているか伺います。

2つ目に、これから始まる新庁舎建設工事での交通安全の確保と新庁舎完成後の来庁者の交通安全の確保をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年12月11日に道道ニセコ停車場線町民センター前の横断歩道で町民センター側へ渡ろうとした小学校1年生が総合体育館方面から役場方面へ走行してきた自動車にはねられるという事故が発生しております。事故発生後、改めて教育委員会から学校を通じて全児童への注意喚起、指導を行っております。また、倶知安警察署ニセコ駐在所の協力のもと、町交通安全指導員による当該箇所付近でのパトライト作戦を実施し、通過運転手及び歩行者への啓発を行ったところでございます。町民センター前の歩道につきましては、児童生徒を初め、町民、来訪者の皆様の安全確保のため、これまで倶知安警察署、交通安全関係者とたび重なる要請活動の末、現在の横断歩道の整備が行われたところでございます。また、信号機の設置につきましては、道道ニセコ停車場線の道路両側に歩道が整備されていないことが大きな課題となっており、信号機設置の前提条件である歩道設置の要請を強力に行い、この結果平成27年から29年の3カ年をかけて道道ニセコ停車場線の全面改良とあわせ、両側に歩道が整備されたところでございます。このことにより、信号機の設置条件は整ったものと考えております。町としては、引き続き横断歩道用の信号機の早期設置の要請を強化してまいりたいと考えております。今後の交通安全における当面の対策としては、教育委員会や学校等と連携をして児童生徒の交通安全の啓発と指導の徹底を図るとともに、毎月1日と15日の各期別の交通安全運動を期間中にあわせ、役場前交差点での交通安全指導員と警察官等による朝の街頭指導を継続し、総合体育館や町民センター付近でのパトライト作戦を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の新庁舎建設工事の交通安全の確保と新庁舎完成後の来庁者の交通安全の確保についてお答えをいたします。新庁舎建設時における交通安全の確保として、道路の片側交互通行や完全通行どめにするなど、交通整理員をつけて車両搬入に伴う歩行者の安全管理の徹底指導に努めてまいります。また、新庁舎完成後においても、死角となる交差点においては注意看板の設置やカーブミラーの設置など、歩行者等の安全に配慮した対応をしてまいりたいというように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、私のほうからただいまの三谷議員のご質問につきまして子どもたちの交通安全の観点からお答えをいたします。

最近の町の様子を見ておりますと、人口や観光客の増加、経済活動の活発化に伴い、自動車の交通量や危険な運転がふえてきているように見てとれます。ここ数年間でも町内におきまして実際に児童生徒が被害に遭う交通事故が複数発生しているところでございます。こうした状況のもと、議員ご質問の歩行者の安全確保につきましては、まずドライバーが安全運転に努めることが第一だと思いますが、その上で教育現場におきましては登下校時の安全確保対策として自分の安全は自分で守ることを基本に、交通安全教室や街頭指導、保護者を含めた周知啓発などの取り組みを各学校において進めているところでございます。6日に行いました教育行政報告のとおり、昨年12月の交通事故発生を受け、交通安全に係る緊急指導も行っております。また、教職員につきましても日ごろから学校ぐるみで交通安全、事故防止の取り組みに努めております。今後も児童生徒の安全確保のため、教育の立場からできる取り組みを着実に進めてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、町民センター前で事故が起きたことに関しては、ここの事故の起きた横断歩道上の信号設置というのがかなり前から要望がありまして、その辺の要望活動をこれからも強化していかなければいけないのではないかと考えるところです。その場合に、今回もここの信号設置を要望する教育委員会等の、教育委員会を通してといいますか、PTAですとか、そういった関係機関からの要望が出ている。同時にまた町民生活課からもそういった対応をされていると思うのですが、1つお願いしたいというか、確認したいのですが、信号設置に関して町民生活課が対応しつつ教育委員会のほうで対応しているのですけれども、その両者がどうもなかなか連携がとれていないようなところがあって、窓口を一本化する必要があるのではないかとということをも確認しつつお伺いしたいということが1つです。

それから、もう一つ、次の新庁舎建設工事での交通安全ということでは、片側交通などということがあって、これからその辺決まるのかもしれないのですけれども、大まかなところということでお聞きしたいのですけれども、例えば今の役場前通を交通車両の通行路として東三条通、東三条中通、2本あるのですけれども、その辺を通学路として確保するとか、そのような考えがないのかどうか。

それから、新庁舎が完成した場合、場所がこことまた変わるものですから、来庁者あるいは通行者、あるいは車で来る方なんかの動線が大きく変わると思います。この場所は駐車場になるので、車の往来が今より多くなる場所もあるでしょうし、そしてまた役場庁舎の場所が変わることによって入り口も変わりますから、人の動きも変わってくると思う。その辺の交通安全、どこに横断歩道をつけるですとか、信号をつける。先ほど町民センター前につけることをお願いしたようなものですけれども、新庁舎ができることにより、例えば信号設置が必要になるかもしれない。その辺総合的に調整する必要もあると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのかお伺いいたしま

す。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 三谷議員の質問にお答えします。

庁舎関係の部分で私のほうから答弁させていただきます。まず、工事の状況によって、これから施工事業者が決まったら、今回このように質問も受けている経過も踏まえて嚴重に交通安全の対応についてはしっかりしていきたいというふうにまず考えております。基本的には役場前通と東三条通ですか、この町道が今2つ敷地に接しているところであります。基本的にはお寺さんと新庁舎が建つ東三条通ですか、そちらのほうを基本的に車の搬入と、それと大型クレーンとかユニック車関係がそこから荷卸しするような作業になると思います。ただ、スクールバスも走っている経緯もあるので、時間帯についてはしっかりずらしたり、また子どもたちの通学、下校時含めましてその辺はしっかり対応していきたいというふうにまず考えております。

あと、今のこの現庁舎も含めて将来ここを駐車場にするということを今考えておりまして、新庁舎ができた暁に交通の状況もどのように変わるのかということも出てくるのですが、この辺もまた設計の中でどういう道路の線形ができるかということも将来的に含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、まずはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問で要望の強化ということで、窓口を一本化する必要あるのではないかなというようにご指摘がありました。そのような対応をしつつ、実際要望現場に行くと、極端なこと言うと町からも出る、地域からも出る、PTAからも出る、学校からも出るというような多様な要望があるほうが実はインパクトが相当強いということもありまして、それで現在いろんな場所で町に要望いただいて、町からも上げます。具体的には、きのうも警察、坂本署長のところに牧野交通安全協会長と要望書を持って、これだけ重要なところだということで説明をさせていただきました。坂本署長も本部にしっかり伝えるということでもあります。俱知安警察署に伝えると同時に、また多様な手腕で本部にも要望書を上げる、あるいはいろんなルートを通じて上げる必要があるかなというふうに思っていて、そのことも含めてしっかり対応させていただきたいというふうに思っています。北海道全体で、ご承知のことかと思いますが、これだけ22の県が集まるぐらいの広さがある中で、この20年間毎年7機の信号しか北海道は予算を組んでいないということで、ずっと東山の信号機1つとってみてもおわかりのとおり、7年間相当な運動をしてやっとついたというような状況でありますので、そういうことも踏まえまして、北海道全体での予算額の確保、やっぱり交通安全対策大事だということもいろんな場で訴えながら、この町民センター前の信号について整備をしていきたいというふうに考えています。

また、庁舎ができることによる交通事情等につきましては、まず町民センターつけていただいて、その後全体的な中でまた調整をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からはPTAの活動につきまして三谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

かねてから町のPTA連合会のほうで信号機設置の要望が上がっているということは承知しております、教育委員会としましては町P連の活動ということで、これを支援してまいりたいと考えているところです。したがって、教育委員会が窓口になってこういう活動を行っているということではなくて、町P連の活動だということでご理解願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今の町P連の活動ということでは理解しました。ちょっとその辺の言い方がこちら悪かったかと思います。

要望がたくさんあったほうが良いということでは理解しました。ただ、一本化して、その1本、そこからだけ1つという意味ではなくて、お互いの部署が連携しながら情報交換を密にしてほしいという意味で、これから対応してほしいという意味で言いました。

それから、工事現場、これから工事するに当たって東三条通を車の搬入に使うということでお聞きしました。それはまた理解しました。ただ、この場合に工事車両というのは、基本的にはニセコ停車場線を通ってくるのか、あるいは綺羅街道のほうを優先するのか、その辺もちょっと教えていただければと思います。どちらのほうから入ってくるのかということをお教えいただきたい。

それから最後に、今回新庁舎が移る。それから、町民センターの前で横断歩道が欲しい。広い範囲の中での交通安全を考えなければいけない場面だと思うのです。例えば信号設置考えると、担当部署というのは本来町民生活課だと思うのですけれども、こういう今回みたいな広い範囲で交通安全の計画、設計をするというのはどこの部署が担当するのかをお教えいただければと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません。全体的な連携が必要だと、おっしゃるとおりでありまして、先般の要望書につきましても関係機関全部、役場の中で合議と言いますけれども、関係課長とも全部情報共有しながら、その辺は思いを一つにして動くことはそのとおりに進めたいというように考えております。

それから、全体の交通安全につきましては、町民生活課が窓口になって、当然交通指導員の意見等を聞きながら駐在所とも連携を図ってこの地域全体の交通事故防止の絵を描くといえますか、そういうことは今後とも進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 今の三谷議員のご質問にお答えします。

道路の関係、ニセコ停車場線か綺羅街道の道道岩内洞爺線のどちらかで交通が搬入路としてくるのかということについては、歩行者の現状とか状況をちょっと見きわめて、事業者が決定した状況でどちらの道路が良いのかということのをしっかりと分析して決めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（三谷典久君） 次の質問に移ります。

次は、水道料金の改定についてです。まず初めに、基本水量を10立米から6立米に変えた理由は何か。

2として、水道料金改定に関する一般町民への情報提供の中に農業者の水道料金の現状と改定による影響は公表されているか。

3として、ニセコ町水道事業条例の第30条にある水道料金の軽減または減免はどのようなものか、これまでの適用はあるか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

水道料金につきましては、将来に向けて水道施設を維持していくためには料金の改定が必要との判断で、平成29年度から検討を行ってまいりました。1点目のご質問の理由につきましては、従来の基本水量10立方メートルでは1カ月で9立方メートル以下の使用者は10立方メートルの基本料金をご負担いただくということになっておりまして、現状では単身高齢者の中には月に10立方メートル以下の使用の方も多くおられます。この基本水量が多いためにその節水効果が料金に反映されないうということもありまして、節水する方々への負荷を抑えるよう配慮し、今回の改定では高齢者などの少量使用者への対応を総合的に勘案し、基本料金を6立方メートルに引き下げているというところでございます。

次に、2点目の農業者の水道料金の現状と改定による影響につきましては、昨年11月から12月にかけて各地区で開催させていただいたまちづくり懇談会において、農業者の皆さんの水道料金の現状と農業者の方が超過料金の影響で最も料金が上がるというご説明をさせていただいてきております。また、「広報ニセコ」により、料金が水量を多く使用する方については2倍から3倍になる場合がある旨のお知らせをさせていただきました。加えて1月に各戸投函による方法で、料金改定の影響により大幅に上がる農業者が多く発生するため、段階的に引き上げる旨のお知らせを行ってきたところでございます。

次に、3点目の条例第30条にある水道料金の軽減または減免につきましては、災害などにより被害を受けた方への減免やその他の特別な理由がある場合などについての規定でございます。これまでの10年間では減免の実績は2件となっております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず初めに、基本水量10立米から6立米に変えた理由というのは、少量使用者への配慮ということで理解するのですが、ただ問題は、6立米までの方は今回の料金改定で基本料金が1,670円から1,650円ですから20円下がるのですよね。だけれども、7立米、8立米、9立米以上になりますと値上がりするわけです。その辺の説明が十分行き届いているかどうかをちょっと心配しています。つまり基本水量を現状で10立米までを使っている人というのは割合と少ないという認識が多いと思うのです。だから、少ない人は大丈夫だよと言ったときに、7、8、9あたりも私は大丈夫だなと思っているかもしれない。つまり6立米までは下がるけれども、それ以上7、

8、9からもう値上がりしますということをきちんと説明しているかどうか。その辺が誤解を生みやすいので、今後その丁寧な説明が必要ではないかとまず思うことが1つ。

それから、今回の料金改定においては2つの柱があって、設の老朽化に対応するために料金の改定が必要であるということが1つ。それから、もう一つは、用途別から口径別に変わるということです。口径別に変わることによって農業者が大きな負担を強いられる。そのほか、営業とかそういうのがありますけれども、基本的に農業者というのは超過料金が70円だったわけです。それが150円になる。それは、段階的に上げるということではありますけれども、今の制度設計の中においてはそれなりの農業者を優遇する理由がやっぱりあるわけです。まず初めにお聞きしたいのは、農業者を優遇する理由というのがこれまでであった。今回の料金改定によって、その理由というのがなくなるのか、それともそのままその優遇という考え方を続けるのかどうかということが1つお聞きしたいということ。それから、その説明というのが私の感じでは一般町民の中での議論というふうな形にまでなっていないように見えるものですから、要するに農業者は一部の人だからいいのだということではなくて、今回水道を見直そうということでやってきたと思うので、まちづくり懇談会等でそういう話を出したとはお聞きしましたけれども、またそれも聞いていますけれども、いま一つ広報なんかの説明の中では十分そういう説明がされていなかったのではないかとちょっと思うものですから、その辺を改めて質問したいと思います。要するに一般町民に対して、農業者のそういう現状と、なおかつそしてそれが変わることがどこまで説明されているかどうか。

それから、3点目として、水道条例の30条の軽減、減免、その内容は理解いたしました。私がここでお聞きしたいのは、今回の水道料金改定においては、基本的に使用量に応じたお金をいただくというのが基本にあると思う。それによっていろんな影響が出る場合は、それぞれの政策において対応していこうと、そういう意味で農業者に対しての政策をこれからどのように考えているかということが1つと、福祉的配慮ということも考えると同じような考え方になるかと思うのです。要するにそれはそれなりの対応をするということになると思う。その場合に、この水道条例の減免というのが現在のところではそういうような制度になっていない。これからその辺を考えるべきではないかというのが私の提案であり、質問です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 大きく分けて3点かというふうに思います。

1点目の農業者に対する優遇が将来ずっと続くのかというお話であります。これは審議会の中でも相当な議論が行われたというふうに承知をしております。水道会計自体は公的な特別会計でありますので、やっぱり受益者が平等に負担すべきだという原則に立って、優遇につきましては農業者の営農とか酪農に対する水量が多いものですから、そこは9年にわたって段階的に3年ずつ上げていくことによって将来統一をするという考え方です。例えばその結果農業経営に支障を来すような状況があれば、それは農業振興という町の政策としてやるべきであって、簡易水道、水道会計としてこっちを優遇する、しないというものではないのではないかとということで基本的な考え方をしております。それについては、別途必要があれば町の農業振興政策の中で位置づけをしていきたいというふうに考えております。

また、農業者への説明が不足していないかということですが、例えば地区では部落会といえますか、振興会の皆さんみんな集まるときに町政懇談会にぶつけていただいて、そこで説明をして周知をしているので、現状においてはさほど不足しているという感じはしておりませんが、ただ条例制定後も、まだ時間がありますので、細かく周知を、その辺説明をしっかりと行っていきたいというふうに考えているところであります。

あと、減免の関係につきましては、政策的に例えば農業者や福祉面ということにその30条の規定をもう少し細やかといいますか、規定をきっちりすべきでないかというようなご意見かと思いますが、そこにつきましても例えば福祉面で今ご高齢の皆さんこんなに困っていると、現状はともこういう状況になっているということがあれば、それは福祉政策として水道会計とは別な視点で応援をするというのが本来会計の見える化といいますか、そういった面で正しい選択ではないかというふうに考えておりますので、今おっしゃった福祉面あるいは農業面についても、それは一般会計のほうの支援という形で整理をしたいというのが基本的な制度設計の根本的な考え方でありまして、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） ただいまの質問の6立米から10立米の説明が、お知らせと広報が必要でないかということで、今後一般用の家庭の方であれば13ミリ、20ミリが一つの料金体系となりますが、旧料金、新料金という形で1立米から順に追った料金表をつくって、自分がどのぐらい金額が上がるかという料金表をつくってお知らせしたいと考えております。

また、農業者に対しての広報が説明が十分ではないのではないかということで、これにおいても今後開催される農業振興会議、あと4月以降広報紙でもう少し手厚く住民広報したいと考えております。

あと、先ほど30条で理解いただいたということでありまして、実際その30条の減免ではこの10年間で2件あったということなのですけれども、その説明内容とは違いますけれども、その2件は平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者が福島県からニセコ町へ避難してきました。その2家族に対して当時町の判断として2件減免したという経緯がございます。

以上、説明を終わります。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません。1件追加で説明させていただきますが、10トン以下の方がどれだけいるかということで、全体で10トン以下が1,009件実はありまして、3トン未満、1カ月3トン未満が309件、4トンから6トンが305件、それから7トンから10トンというのが395件、意外に皆さん結構節水等を含めてご努力いただいているということで、そんなことも含めて今回改正させていただいたということでご理解賜ればありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、農業者の問題なのですけれども、今の町長の考え伺いますと、これまでの農業者を優遇していたというその哲学というのが失われたのかなと思って、私は非常に危惧

おります。私の勝手な考えでは、やはり食料生産という本来の人間の命をつかさどるものを生産するということに対する優遇というものがあるのではないかと思います。それを受益者負担に一律に変えるというような考え方になっているのかなということで、私はそれは再度どこかで十分な議論をしていただきたいと思います。それに関して段階的に上げるからいいのだというような言い方していませんけれども、これは農業者だから段階に上げるのではなくて、そういう急激な変化があるから段階的に上げるというだけであって、それをもって農業者に対しての政策だというような言い方は間違いだと思います。その結果を見てやるというような言い方しますと、ある程度年数たってからその辺を対応するというのでは私は遅いと思うし、その間にその負担というのはやっぱりかなり大きなものがあると思う。それを早く政策として考えるべきではないか。そもそもの優遇者、農業者もひっくるめて受益者負担にしてしまおうという考えでいいのかどうかを改めて検討していただきたいと思います。ということが1つです。

それから、減免の問題なのですけれども、これもそれぞれの政策の中でやるということがありましたけれども、この減免に関しては恐らく金額的には大したものではないのです。小樽の減免の例をちょっと挙げますと、小樽では高齢者世帯ですとかひとり親世帯、あるいは障害者の世帯が対象となって、減免の金額というのが基本料金と超過料金の合計金額の4分の3を払うと、減免する分は4分の1なのです。だから、恐らく一般の人にはこれだけの金額というようなわずかな金額ではないかと思います。ただ、こういうひとり親世帯、あるいは所得の少ない方にとっては、その金額でさえもそれなりの意味のあるものだということ、その辺をやっぱり考えていかなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今農業に対する食のそういったものに対する敬意がないのではないかなというようなことを言われましたが、そんなことは全くありません。これまでも農業振興大事だと、食の安全大事だということを町としては徹底してやってきたわけでありまして。その中で国が言ってみれば一般会計から法的に認められる繰り入れ以外に任意に繰り入れるものは基本的にだめですという方向に今なりつつあります。そのときに私たちが、皆さんが平等に負担している水道という事業の中で一部この人だけずっと優遇していきますということが会計制度として許されるのか。そこはきちんと整理をして見える化をする。会計は会計としてちゃんと見える化をしよう。もう一方で、農業が大事だ。そのことは農業振興という中できちっと一般会計で見える化をして応援しよう。何となくぼやっと会計の中で見えないと、赤字だ。実はこういう減免措置がありますということで、そこに複雑さを設けるよりは、やっぱり見える化をする、そのことが大事だという制度設計で今回やってきているということでありまして、決して農業者に負担を押しつけるとかなんとか、そういう話では全くありませんので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思いますというように思います。ただ、おっしゃった中で福祉面でその会計の中でもう少し配慮できないのかということにつきましては、どういったものができるのか、そこはもう少し勉強させていただきたいというように思います。ただ、制度設計としては相当議論をして今回積み上げてきたものでありますので、こういったもので何とか水道会計を維持させていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願

いをしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 先ほどの農業者の部分について私の記憶の中でちょっと話させてもらえる部分があるかもしれないので、間違っているかもしれません。

農業者への配慮として、今一般用の基本料金の超過料金150円が70円の設定となっております。それを3段階で値上げさせていただくという部分なのですが、当初70円の基本料金の設定というのが平成6年度に曾我地区の農業、曾我地区水道組合からニセコ町へ水道の移管なるときに曾我地区の皆さんほとんど農業の方で、料金はただということで使用されておりました。それがニセコ町の水道に移管ということと同時に水道料金発生、なおかつ超過料金も発生するというので、そのときに超過料金、農業用の70円という設定が行われたという記憶をしております。その平成7年度から今24年ほどたちます。それからの月日も考えて、その70円を150円に、先ほど町長言った説明の中でのみんなと一緒に負担していただくという考えから戻していこうという考えがありますということで説明させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） 3月6日通告いたしました町道の維持管理について質問させていただきます。

近年町道の特に砂利道の管理が手薄になっているように見受けられると思います。人口も微増ながら伸び、砂利道に隣接している住宅がふえてきています。道路の管理がおくれ、素掘り側溝が埋まり、雨水や融雪水が道路に流れて砂利を押し流し、路盤がむき出しになっているところもあるように思います。地域住民の生活環境の足を守るためにも道路整備の拡大が必要と考えられます。町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。

本町の町道は、総延長180キロメートルで、舗装道路が114キロメートル、砂利道が66キロメートルとなっております。議員ご指摘のとおり、砂利道については台風などの大雨の際に路面状況が悪化し、碎石補充による路面補修や側溝の土砂撤去などの維持補修を繰り返しているところでございます。また、近年郊外に住宅を建設し、住まわれる方も多く、砂利道が生活道路として利用されることがふえつつあります。お住まいの方々からは、ほこりが立たない舗装道路にしてほしいという要望も寄せられているところでございます。このような状況を踏まえ、受益戸数や交通量、道路用地の状況など総合的に判断をしながら、道路の日常的な維持管理と並行し、砂利道の舗装整備を現在進めているところでございます。町民の皆様が安心して道路が利用できるよう、今後とも道路の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長の答弁のとおり、町道の道路の改修についてもやっぱり金額をふやしてことしの予算の中にもあろうかと思えます。ですが、現状として今回の予算の中にもあります

ようにルベシベ通とか、それから近藤七線通についても改良入るといってお話でしたけれども、実際問題としてそればかりでないのです。特に何件か申しますと、西山ニセコ連絡線並びに西山西通、それから板谷の東通、それと羊栄通とか、何件かまだあるのですけれども、実際担当者の方にお話しして、9路線で3キロぐらいが砂利道で隣接していますねというお話でしたけれども、実際にはまだそれ以上あるのです。舗装道路が伸びていて、前は人が張りついていなかったりしたところは砂利道のままで経過しているところもあります。そして、そこに今実際として先ほど町長がおっしゃったように人が張りついてくるというか、民家が建ってふえてきたところが何カ所もあるのです。それで、10キロ以上の距離が実際にはあろうかと思えます。私もはかったわけではないので、臆測の部分も多少ありますけれども、そういう面からもやはり砂利道についてはもう少し補修が必要ではないか。昨年度も含めて、砂利道についての補修で金額でいけば29年が実績として870万円ぐらい。そして、30年で90%完成だという、まだ決算終わっていないですよ、大体770万円ぐらい。そして、当年の31年度の予算が700万円という予算計上されておりますけれども、実際問題として29年に路面補修工というのですか、整正工、グレーダかけたり、それから舗装のあれを直したりとかという経緯でいくと、実際に行われているのが路面整正工で4万平米、それから路面の補修工で2,350平米という面積です。実際単純に考えて4メートル幅の道路と、町道だとして、そこに例えばグレーダで入って路盤整備をかけた。そうしたら、行っただけで終わらないので、帰ってきて、最低2回はやると思うのです。そうすると、実際の距離というのは何キロという世界で終わってしまっているところが往々にしてある。それと同時に、原材料となる砕石等だと思うのですが、その金額がふえていないということは、力として道路の舗装化に向けて力を入れているというのは理解できるのですが、ただやはり砂利道も整備しないと、今度整備する、それこそ改良かけるときに非常に大きな金額になっていくと思うのです。その辺もあると思うのですが、その辺をどう考えられるか質問させていただきます。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えします。

道路維持について非常に細かくデータをお持ちで、私もちょっとあれしたのですけれども、私も道路維持費の全体予算をちょっと見てみました。10年前ですと、砂利道の補修ということではなくて予算科目としての道路維持費なのですけれども、当時10年前で1,880万円の予算でしたが、ことしの31年予算では2,821万円ということで、1,000万円程度はこの10年で少しずつ上がっているのかなと。これについては、人件費の増とか、いろんなのが絡んで、必ずしも道路の延長が多く補修しているということではないのですけれども、予算的にはそのようなことになっております。

あとは、竹内議員から今回のご質問の砂利道の日ごろの補修という、舗装化は進めているけれども、そんなにすぐ進むわけでもありませんので、これについては近年どちらかというと災害、大雨が多くて昨年も1,000万円を超える砂利道の補修の経費を補正させていただいておりますが、今残っている砂利道というのは本当に雨に対して弱いのが残ってしまっているなということです。また、畑なんか隣接している砂利道が多くて、ちょっと強い大雨が降ると農家さんも大事にしている表土なのですけれども、それなんか側溝に流れて管が詰まって、結果そこから水があふれ、道路の

本体のほうにえぐれると、そのような状況が続いているのですけれども、もちろん農家さんのほうにも少しご協力をいただいて、ぎりぎりまでロータリー等で雑草が生えないようにしていただいているのですけれども、できればもう少し距離を離していただいたり、そんなような工夫をしているところがございますが、いずれにしても先ほど言ったように民家の張りついている路線、私どものほうも今回質問があるということで調べてみました。3戸以上、3軒以上住宅が張りついているような路線がまだ5路線、2戸、1戸といえどもまだその倍ぐらい、十何路線になるのですけれども、その辺は日ごろのパトロール、大雨の際のパトロールも含めて今後注意して、委託している業者と連携図ってスピーディーに対応していきたいということと、私の力不足なのですけれども、今後予算ももう少し財政のほうに十分写真等も見せて確保していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在砂利道で穴ぼこあいたりなんかしているものについては、かなり地域からのお知らせいただいたものについては敏速に現場のほうでも対応していると思っておりますし、そういったことを総合的に見ながら、それから後段で高瀬課長が言った財政的な負担等も勘案しながら、できるだけ議員おっしゃるとおり整備に心がけてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 高瀬課長のほうから力強い言葉が今出てきたので、町長もにやっとしていましたので、きっともって実現するのではないかと私は思っております。今町長もおっしゃったように、でこぼこになったときに町もいろいろ対応をすぐしてもらっている経緯もあります。ただ、実際問題として何件かあったのが羊蹄近藤連絡線で、去年から別段で舗装されていますけれども、穴ぼこが深くて、車両事故があったりして保険問題が出たことが何件かありました。そういうようなことがあるように、やっぱり対応は早目にしなくてはいけないということと、それから課長がおっしゃったように1,000万円近く金額がふえていますということなのですが、実際問題として道路補修関係ばかりでなくて、道路維持の関係については草刈りがあったり、そういう面、例えば農地・水・環境ですか、あの辺との絡みとか、町道の関係の草刈りが町として単独やらなくてはいけないところの距離も延びているように思います。その辺も絡めて金額が多少どうしてもふえてくる面もあるかと思えます。そして、現状として、砂利道でも補修材というのですか、R材ですか、あれで対応しやすい路面と、何ぼR材でやっても1年、一冬越すと穴あいてしまう。どっちかというところ、そういうところはグレーダーなどの整備、つまりさっき1路線でも2往復するよねと話した経緯の中には、1回目に脇を削り、そして中に持ち上げておいて2回目の中ならしていくと、そうすることによって脇を下げた状態で水はけをよくするという、昔から町の職員が道路の維持管理をしているときには特にそういうようなところに気払って気をつけてやってくれていた経緯があります。今実際問題として私の見ている感じでは、なかなかそういう面にかかない部分もあるように思います。なので、やっているということは理解しますが、あとの検査、検査という言い方もおかしいのかもしれないのですけれども、確認を含めて職員がいない中で対応するのは大変かもしれませんが、そ

の辺の細やかな対応というのが必要と思うのですが、いかがでしょう。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ご指摘のとおり、グレーダーの部分については以前私も直営のとき担当の係長をやっておりまして、事業員いたのですけれども、ある意味専門で1の方がほぼほぼそのグレーダーというのをやっていました。私も余りわからないのですけれども、グレーダーというのは非常に技術が必要で、大型免許持っていればすぐできるようなものではないようです。去年は、業者名出ますけれども、非常に手なれたグレーダーの技術を持っている方が配属されたというのは聞いていたのですけれども、余りうちのほうでグレーダーをお願いは実はしていなかったです。どちらかというと、余り使われていない林道とか、遠くのほうのところはグレーダーをお願いしたのですけれども、町場では、町場というか、郊外の住居があるようなところでは余り使っていませんでした。その辺グレーダーかけた場合の確認等も今後しっかりしていきたいなというふうに思います。

あと、先ほどの予算の中で確かに草刈りが来ました。それは、全体では300万円程度実はこの中に入っておりますので、差引くと700万円程度になるかなというふうに思っています。R材についても、以前10センチ程度のR材をかなり進めていたのですが、場所によっては本当数年でだめになったりしていました。昨年から10センチのR材でなくて15センチと20センチのR材を実は試験的にやった場所があって、ことし見てみたら、びんとまだしているような状況で、この辺がうまくいくのであれば、R材の補修も少し以前とは違うもので進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時10分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

ニセコエリアにおいて海外からの来訪者の増加やリゾート開発など、国内外から注目を浴びている一方で、旅行者等によるマナーや交通、ごみの問題など、観光による経済活動以外の地域社会や環境分野にも影響が及んでおります。SDGs未来都市に認定されたニセコ町だからこそ、そのようなネガティブインパクトに目を向けながら、今後持続可能な観光地域づくりの視点というものが欠かせないと思われませんが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町の観光入り込み客数を見てもみますと、平成元年には130万人程度だったものが平成29年に

は167万人と30%近く来訪者がふえております。また、昨今の観光開発などの増加により、建設工事やビジネスなど、地域に滞在する皆様がふえている状況となっております。一方で、議員が指摘されているようなマナー違反が発生していることも事実であり、町としても危惧をしているところでもあります。まちづくりには住民の皆さんが幸福を感じ、安心して生活できるということが大切であるというふうに考えております。ニセコ町では、転入の際に詳しくごみの処理など地域のルールを説明しているほか、町内の美化活動を住民や事業者の皆さんとともに実施してきたところでもあります。地道な活動を積み重ねることにより、地域の意識を高め、広く伝わっていくことが重要ではないかと考えております。持続性の確保という点では、観光客に選んでもらえる観光地であり続けること、経済が地域で循環し、広がりを持つこと、そして住民生活が向上することというのが大切であると考えております。我が町の観光資源の源泉である町民の財産であるこのニセコ町の環境、これをこれからもまず第一に大切にしながら取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 今後観光地として持続可能な地域を目指していくためには、観光客や観光事業者のその目線というものに加えて、今まさしくおっしゃっていたような住民の幸福を含めた、そういった住民目線、それとあと観光従事者、地域産業のさまざまな主体のそういった目線を考慮するということが必要というふうに思いますし、言われております。また、ある観光レポートの中では、日本の観光への信頼を得てインバウンド振興につながるためにはSDGsの実現への取り組みというのが必要というふうなことも一部言われております。町長の町政執行方針でもお話があったとおり、ニセコ町の方向はこれからの観光地域づくりに欠かせない視点というのを既に持って動いていると私は確信しております。しかし、持続的な観光地域づくりを実現していくためには財源が必要不可欠というふうに考えております。その中でも現在導入に向けて検討を重ねている観光目的税、これは重要な課題ではないかなというふうに思っております。倶知安町では既に昨年12月に宿泊税の条例化が進んで、本年11月の徴収開始に向けて動いているわけなのですが、ニセコ町の観光目的税の動きというのが一向に見られない状況で、こちらの進捗状況がどのようになっているのか、それをまず1つお伺いしたいということ。

それとまた、もう一つ、先ほどちょっとお話もありましたけれども、ごみの問題に関してです。観光客の増加や開発に進むことで地域住民に直接影響を与えるというのは、僕はごみの問題ではないかなというふうに思っております。既に同僚議員からもたびたび議会の中で問題提起しておりますけれども、無秩序なごみの分別だったり、他町村のごみ袋使用など、そういったことも見られて、一部の地域住民の非常に負担になっているということを知り及んでおります。その点について何点か伺いたいと思います。1つは、町として無秩序なごみ分別や他町村のごみ袋の使用など、そういったことについてどの程度まで把握されているのかということ。それともう一つ、ごみステーションの利用について、例えば町内会組織に入らない住民だとか、コンドミニウムの管理会社だとか、その従業員寮、あるいは今いろいろと開発事業者さん来ておりますけれども、その開発工事系の事業者さんです。その飯場だとかも含めて、そういったこととなりますけれども、そういったところ

への対応というのはどういうことになっているのかということ。それともう一つが、31年度予算においてごみの減量化と分別排出の徹底に関する周知をするためにごみ分別アプリサービス、これを導入を検討するというふうにありましたが、具体的にはどのようなサービスかをお知らせください。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 私のほうからは宿泊税の進捗状況についてご説明させていただきます。

先ほど議員ご指摘のとおり、倶知安町のほうではもう11月からということでお話は伺っております。これから内容等について議論されていくというようなこともお聞きしている状況であります。我々のほうといたしましては、各地、今倶知安町以外にも全国的に導入をされるという部分で検討されているという情報を聞いている中で、いろいろと今倶知安町でやられようとしている、我々もその勉強をさせていただいておりますが、料率で徴収をされるという考え、あと京都であったりとか、先行的に導入しています定額で導入するというような話などの中で、運用が始まっている中で今さまざまな意味いろんな矛盾も含め、各地の問題点というものもいろいろお聞かせいただいている。そういう中で、我々今地域内での観光事業者等との会議の中で意見交換させていただいておりますけれども、その辺をどういう形で着地をさせていかなければいけないのかというところがまだまだ詰めていかなければいけないというところで、引き続き議論の熟度を上げながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私からは、ごみの関係についていろいろとご質問いただいておりますので、抜けるところがないようにお答えをしていきたいと思うのですが、まず無秩序と申しますか、他町村のごみ袋とか、そういった部分も入っているような状況をどうやって捉えているかという部分なのですけれども、これについては収集事業者からの連絡もありますし、自治会からのお知らせもありまして、その都度問題のあるごみステーションにつきましてはごみの注意喚起の看板等、表示を張りつけたり、その近辺の不特定多数のところに対して外国語表記のチラシ等も配布をしております。また、コンドミニアムとか従業員寮という部分については、お答えの中にもありますけれども、転入者については転入手続の際に窓口において随時説明をさせていただいておりますし、外国人に対しましても外国語版の啓発資材等により説明をしているところです。また、アパートなど事業者とかに対しては、自主的なダストボックスを設置するようにお願いしておりますし、分譲の別荘の部分についてもそういった部分で自主的なダストボックスを設置していただくようにお話をしているところです。ごみステーションについては、現在219基ということで、設置箇所がそのぐらいあるのですけれども、町内会のほうで自主的に鍵を設置したりして、そういっただめごみの排出を防いでいるところが30カ所程度、これは自主的に取り組んでいただいているという状況になっております。最近では、外国人とか、外国人の方だけでお住まいのところとかもありまして、そういったところにつきましては、国際交流員の協力もいただきながら、うちの担当が個別で説明に行っているところでございます。

それと、31年度にごみの分別のアプリサービスという部分で予算を計上しているところなのですが、これは30年度においても調査検討をするために予算措置をしたところなのですが、これらにちょっと時間がかかったことがあるのですが、これらについて担当で内容を全てつくり上げてアプリを登録する方法ではなくて、平成31年度においては町からその情報提供をして、ベースを事業者においてつくり上げていただいて、必要に応じて職員のほうでそれを修正したりとすることができるような部分を考えたりもして、またこれも日本語のほかに英語対応も考えております。主な機能ですけれども、カレンダーでごみの収集日をお知らせするとか、ごみ分別の品目を検索できるとか、ごみの出し方等について町から逆にお知らせとかできるような手法を考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ご質問の観光目的税につきましては、制度設計をしっかりとやりたいということで、これまでも担当のほうで月1回の宿泊事業者の皆さんとの懇談会の場で意見交換を相当させてもらいながら、それから制度設計にあっては先進地との意見交換もさせてもらいながら熟度を上げていきたい。やっぱり最終的にはその窓口で実際に動くホテルの皆さんのご理解とご支援というのが非常に重要だと思っていますので、そこはこれからしっかり、できるだけこの年度中、新年度中に制度設計ができて、またいろんなご意見が反映できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

私からは中央倉庫群の今後の運営についてお伺いをいたします。本年3月31日をもって中央倉庫群の第1期指定管理期間が終了いたします。そこで、第2期指定管理者募集の掲載が町のホームページに掲載され、また事業者が決定した旨の記載もありました。本来であれば運営や事業の継続性が大変重要なことと考えますが、現在の管理事業者が応募されなかったと聞き及んでおります。

そこで、この3年間の活動を町としてどのように評価され、次の第2期に生かしていこうと考えられているかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ中央倉庫群につきましては、平成28年4月から平成31年3月までの3年間、議会のご承認をいただき、特定非営利活動法人ニセコ倉庫邑を指定管理者に指定し、民間活力を導入して町民の皆さんや観光客、来訪者などが交流し、気軽にくつろげる休息の場として、またニセコ町の地域振興と産業活性化に資する施設としてその管理運営をお願いしてまいりました。平成28年7月から本年2月末までの延べ利用者数は2万7,896名となっております。民間による自由な発想と倉庫群の洗練された雰囲気から、これまでチャレンジマルシェ、地元産品の物販イベント、地元音楽家などによるコンサート、ニセコジャポニカ、各種映画上映など、新たな交流イベントが倉庫群を起点に生まれております。このほか、ヨガ、バレエ、ギター教室など、趣味や文化的な利用も盛んになり始

めてきているところであります。また、さまざまな企業による社員教育の場として、商談会や、あるいはネットワークのそれぞれの研修の会場としても広く利用されてきているところです。中央倉庫を起点として新たな催しや交流の機会が創出されたことは大変大きな成果であり、これまで指定管理を行ってまちづくりに大変なご貢献をいただいたNPO法人ニセコ倉庫邑代表、松田裕子様を初め、関係各位には心から感謝を申し上げたいと思います。また、この4月から新たな指定管理者による管理についても、これまでの催しや貸し館業務等で引き続き中央倉庫群の活用を希望されている皆様のこれらのご利用を継承しつつ、さらに町民の皆様や、特に子育て世代の活用、各世代の幅広い利用に配慮いただくとともに、多様なニーズの受け皿として皆さんが訪れやすい、特に居場所として利用が促進されるよう期待をし、町としても応援していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） ただいまの説明で大変充実した活動が展開されているというニセコ町の評価だったのかというふうに伺いました。

そこで、何点かお伺いをいたします。まず1つに、この施設の指定管理、いわゆる業務の委託にかかわってニセコ町からの委託料で業者として運営していただくだけの力が養えるかどうか。ただ、以前ここにかかわる予算の審議の中でも、みずからが稼ぐ力を蓄えつつ、町民や来訪者に喜ばれ、また地域町内の活動の拠点となるような施設の運営を目指すというふうに記憶しているわけですが、本当にこの3年間で業務を委託された側がみずからが稼げる仕組みとして作り上げてきたかどうか、まず1点をお伺いいたします。

それと、もう一つ、倉庫群の中には、過去にも私は質問の中で指摘をいたしましたけれども、いわゆる貸し館として使われているもの、工場として使われているもの、最近ですとスキー工場が進出し、現在運営されている実態も十分承知をしております。また、アウトドアによる会社によって使われていることも承知しております。ただ、その中でイベント用として使われている、いわゆる1号倉庫というのですか、そういうものは私はた目から見ていま一つ活用度合いが低いのかなというふうに感じます。お伺いいたしますが、年間で、3年間と言ってもよろしいでしょうか、この指定期間の中で1号倉庫群の活用状況というのはどのような状況にあるかどうか、もしわかればお知らせいただきたい。それとあわせて、町内の起業家が例えば新たに工場を設けるとすれば大変な投資がかかるといった中で、こういう施設をもし使っていないのであれば逆に利用して、そこを拠点として企業化を進めていきたいのだというような希望もあるやに聞いております。もしそういう場合があるのであれば、町として私はある程度の応援というのが必要なのかなというふうに感じます。また、一方では、せっかくの広場として整備したものが失われるという部分も危惧するのですが、相反するものではあるのですが、その辺の考え方がもしわかれば教えていただきたいということと、あと本年度の予算の中で、またこれも審議の中で触れていきたいと思うのですが、地域おこし協力隊の募集並びに彼らの管理運営を担う業務も今回ここで言うということですが、これにかかわって、先ほど私が申し上げた請け負った業者が稼ぐ仕組みの一つでもあるのかどうか、そういったところもしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まずは業務委託の関係で運営していけるのかと、稼ぐ力を養えているのかというところについては、まずは確かにそのような形で進めさせていただいているものの、この3年間で本当に稼ぐという状況まで至ったかというところ、カフェを改めて実施はしましたけれども、それが相当な収益を上げたかという形にはなっておりませんが、ある程度そのカフェ収入なども利用して先ほど申し上げたような新たなイベントに振り向けるというようなことも実施はしてきたということではございますが、まだ稼ぐ途上であるという状況かと思えます。

それから、1号倉庫の活用についてということなのですが、済みません。今現状で倉庫といえますか、全体の活用の数字は手元にあるのですが、1号倉庫だけということになるとちょっと切り分けたものが手元にはございませんで、改めてご報告を申し上げたいと思います。

それから、1号倉庫がもし余り使われていないのであれば、改めてそういうところを工場としてとかいう形で使いたいというお話もあるやにということではございました。まず1号倉庫の活用については、そんなに数はたくさんはないのですけれども、これまでも企業研修で使われるですとか、それから子どもたちのための集客イベントを行うとか、映画鑑賞であるとかという形で使われておりまして、それらのものを今後もっともっと広めていきたいというふうに考えておりますので、現状のところでは占有的に別のどちらかへお貸しするという想定はしておりません。ただ、どのようなお話なのかということ伺って、今後の運営の中で何か一緒にできるかどうかということがあれば検討はできると思いますので、そのようなところのお話についてはぜひ一度お聞かせいただければと思うところではございます。

それから、本年度の予算の中でということでご指摘のありました協力隊の部分ということではございますが、4月からの指定管理につきましては、議会の議決をいただくことになりましたら、地域おこし協力隊を卒業された方が起業をしまして、その方にお任せするということとなります。打ち合わせの関係も含めて、協力隊の募集でありますとか、それから調整作業だとか、人数も結構なものですので、それらのところについては役場からアウトソーシングをしてそちらのほうにお任せすると。ある程度の委託事業という形なので、収益という部分も多少は乗るかと思えますけれども、そのような形の中で実施をしていくということではございます。これそのものが稼ぐ仕組みの中に組み込まれるのかということにつきましては、運用の中でまたさまざまなやり方の中で、ビジネスチックになるかどうかということについては改めて検討もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） まず、1号倉庫にかかわってですけれども、確かにいわゆる集会施設といえますか、研修などのさまざまな施設として使う、または使う見込みもあるということですが、施設の効率性をどこまで担保していくかというあたりがやっぱり大事だと思います。使わないのに、いや、使うのだと3年間おいておいて本当にいいのかどうか、また使うのであれば、使うなりの努力がこういうふうにあるから使う見通しが立つのだというものを示すのであれば、私は町民も納得

するだろうというふうに思います。ぜひともその辺をしっかりと示していただければというふうに思います。

それから、これは先に質問しておけばよかったのですが、これまで中央倉庫群の管理運営にかかわって地域おこし協力隊、それから集落支援員、さまざまな形でどのぐらいの総人数が投入されているのか。つまり私自身肌で感じるのは、比較的継続性が薄く、ある一定の期間を経たらどこか部署が変わったとか、もしくは自己都合によって退職されたりとかという、そういう人のめぐりが随分多いように感じました。本来であれば、これは平成25年3月にニセコ中央倉庫群再活用準備支援設計委託業務の報告書の中に何種類かのパターンがあって、町の管理職を配置し、それから職員を配置し、なおかつそこに地域おこし協力隊を、集落支援員をというような形のパターンが示されており、恐らくここで考えられたことはニセコ町の今までやってきたこととちょっと違って、継続性なり、またそこでの判断の主体性なりというものをここで求めていたものと私は推測しております。今後その点について実際問題集落支援員もしくは地域おこし協力隊員によって運営をされていく、また受託会社は過去に地域おこし協力隊を卒業された方が企業化されたところだということですから、この計画、報告書のとおりではないというふうに思うのですが、先ほど申し上げましたとおりその継続性が私は大事だというふうに思っていますので、その点を今後どのように感じておられるのかということをお伺いします。

最後になりますけれども、どうもいろいろ話を聞いていくと、ここの計画事業、当初の計画の中にも、ニセコ中央倉庫群の本体たるでん粉製粉工場といいますか、それを核として、それぞれの農産物もしくは肥料を集積する石づくり倉庫群、それ全体をというようないわゆる文化的な遺産継承の場としての一つの面と、もう一方では町民もしくは町内の来訪者に対するサービスの提供の場というような二面性を持ちつつ進んでこられたのだと。その計画や建物を建てる段階の担当部局と現在管理されている部局で、これがしっかりとがっちり理解され、そして進められているのかどうかと。その辺は、私自身は計画は計画、今現在の運営は今現在の運営というような大きな2つの流れが生まれてきてしまっているのではないかと。それが逆に言うと今回の指定管理の継続につながらなかったことにひょっとしたらつながるのかなと。これは勝手な推測です。そういうことも考えておりますので、その点についてまたお答えいただければというふうに思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 3年間、スタートした初期のころから協力隊、それから集落支援員等も投入しながらということで実施をしてきました。その中で、協力隊メンバーも含めて場所の異動があったということも実際にございまして、ご指摘のように人の出入りが激しかったということは実際にそのとおりだったかなというふうに思っております。これらの部分は、今度4月からも同じような形で地域おこし協力隊も投入しながら実施をしていくということでございますが、形としては変えるということは考えておりません、同じように協力隊をまた投入してということでは考えております。ただ、その中で協力隊のOBということ、それから地域の皆さんの信頼も厚いという会社さんといいますか、信頼性のある方に、また協力隊の経験者としてもということも含めて管理をご委託申し上げたいと思っておりますので、その辺のところは継続性を持ってやっていただ

くということで話し合いはある程度なっているというふうに考えておきまして、その部分についてはこれからご期待申し上げているというところでございます。

それから、文化面と、それから人の活用と町民、それから町外の方々の交流の場というようなもので二面性があったりということですが、それからそれに伴って担当部署が途中で変わったということでしたが、それらの部分については、きっちりと引き継ぎをさせていただいて、文化面での継承も、それから人の交流部分もということで企画のほうで引き取っておりますので、そこはきっちりと意思の疎通をしてやらせていただいているつもりではございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これまで指定管理、第1回目受けていただきました倉庫邑におかれましては本当によくやっていただいて、いろんなイベントも限りなくというか、本当にやっていただいたと心から感謝を申し上げます。指定管理でありますので、当然その運営の中身について町が立ち入るといことは基本的にできない仕組みでありますから、そこは我々相談を受けたものにつきましては担当としてしっかりできる応援をさせていただきながらこれまでできたということでありまして、当初の計画自体は、相当私はよい方向にレベルアップをして活用されているというふうに思っています。当初町民の皆さんの居場所、とにかく居場所をまず第一にということにつきましては、今後さらにそういった状況が生まれていくように新たな指定管理者の皆さんにもお願いをしたいと思っています。なかなか集まる場所がニセコない、そのときに自分たちで食べ物持ち寄って、あるいは飲み物を持ち寄ってあそこで会議やっていいし、お子さんたち集まってお母さん方が夜語らっても昼間集まってもいいし、そういうとにかく住民の皆さんが自由に使える場として進めていきたいというふうに思っています。

あと、1点目の1号倉庫につきまして、具体的にある程度制度設計があって、これが安定的に使って、それがニセコ町の産業とか、そういうものに資するようなものであれば、また議会も含めて相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 済みません。ちょっと先ほどお答えしていなかったことがありました。

1号倉庫の施設の効率性をやっぱりきちっと考えなければだめだというお話であったかと思いません。今町長からお答え申し上げましたということもそうなのですが、同時に今後の部分につきまして、あそこでテレワーク施設も併設して持っているということで、これまでテレワークの施設につきましては、近隣に住まうところがないものですから、なかなか使いたいと思っても使いづらかったということがありましたけれども、近くにできました施設と協力しながら、泊まりもできるし、仕事も倉庫群のほうでできると。倉庫群のほうで仕事をするということになった場合に例えば2階の事務所で仕事もするのだけれども、職員研修として1号倉庫を使うというような形の使い方も現状で考えておきまして、これまでもそうだったのでありますが、それらの部分につきましては利用をさらに活性化させて利用率を上げたいというふうに思っているということが1つと、そ

れから今度の指定管理については、そこだけではもちろんないのですけれども、特に子育て世代の皆さんにもよくよく活用していただけるように、子どもたちのいわゆるキッズスペースというものを設けるですとか、それらのイベントを実施するですとか、それからスポーツイベントなどの最近はやっているというのでしょうか、パブリックビューイングですとか、そういうような活用についても今提案としていただいているということなので、なお一層新たな活用として活用の幅が広がるのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 大変申しわけありません。私の発言の中で、先ほどお答えいただいた文化という言葉が私話したかもしれません。文化というよりも、農業振興にかかわる、ニセコ町の農業にかかわるいわゆる産業遺産という捉え方と文化財としての捉え方という、こういう意味を踏まえての発言でありますので、もしそこのところ誤解をされていれば訂正をいただきたいと思ひます。申しわけございません。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

◎動議について

○議長（高橋 守君） お諮りします。

午前中に竹内議員、三谷議員から齊藤議員の一般質問の前に行った国際女性デーに関する発言が一般質問に関連がないので、議長において発言の削除を求める動議が出されました。これに関して齊藤議員自身から国際デーに関する部分の発言を削除するお考えはありますか。

○4番（齊藤うめ子君） 削除する考えはありません。一般質問というのは自由に議員が発言できる場所です。そして、直接……

○議長（高橋 守君） わかりました。ちょっと下がってください。

○4番（齊藤うめ子君） いや。私は、言わせていただきたいことたくさんありますので、この機会に、この場で竹内議員から動議が出されて、そして三谷議員から何と言いましたか……

○議長（高橋 守君） 齊藤議員、あなたの発言を……

○4番（齊藤うめ子君） それに対して、三谷議員からはちゃんと文書で、その理由について文書でもってきちっと回答をいただきたいと思っています。何とおっしゃいましたか、ごめんなさい。ここに即さないと言ったのですか、ちょっとごめんなさい。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員、議事を進めますので、下がってください。

この件につき所定の賛成者がいますので、動議が成立しています。この件の取り扱いについて発言の削除を行うかを採決をとります。

採決は、起立によって行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（「ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（高橋 守君） ちょっと黙っててください。

起立で行いますので、この件に対して起立を求めます。動議に対する賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋 守君） 賛成多数です。

(「議長、発言させてください」の声あり)

○議長（高橋 守君） ちょっと待ってください。最後までやらせてください。

斉藤議員の国際女性デーに関する発言の削除を求めることが賛成多数で決まりました。

よって、斉藤議員の国際女性デーに関する発言を削除することを決しました。

また、斉藤議員に申し上げます。今後議場での発言は、議長の許可を得てからの発言を行うよう厳正に注意いたします。

◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、あした3月13日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月13日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月14日の議事日程は当日配付いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

3月定例会3月12日の齊藤議員の一般質問に先立って、事前の通告なく「世界国際女性デー」に関する発言を行ったことに対して、議員から会議録からの削除を行うよう議長に求める動議が出され、3月12日、議員の起立多数により決議した。

この扱いについて、議員の決議に基づき議長において発言内容の検討を行った結果、発言内容が誹謗中傷や著しく議会の品位の低下を招く内容でないことから、取り消しすべき発言に該当しないものとして、議長による発言の取り消し命令を行わない。

議 長 高 橋 守

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 斉 藤 うめ子 (自 署)